

令和7年度岐阜県最低賃金の改正決定に関する公益代表委員見解

岐阜地方最低賃金審議会は、令和7年7月1日付けで岐阜労働局長から諮問された岐阜県最低賃金の改正決定について、設置した岐阜県最低賃金専門部会において、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員が、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という三要素を踏まえ審議を行った。

労働者側委員は、今年の春闘結果について、連合の最終集計（全国）では2年連続で5%台の賃上げとなったこと、連合岐阜の集計でも、4.90%、300人未満の中小企業でも4.91%と昨年を上回る高い伸び率となったこと、この流れを労働組合のない職場で働く労働者にも広げていくことが必要であること、また、愛知県や三重県などの最低賃金の高い隣接県に労働力が流出し人手不足が深刻化していること、労働力流出への対応には地域間額差の早期是正が必要であることを主張した。加えて、消費者物価指数の上昇が続いており、その上昇率は全国平均より高く、最低賃金近傍で働く労働者の生活が大変厳しいことを主張した。

一方、使用者側委員は、岐阜県は中小、小規模事業所の比率、また、下請け比率が高く、賃金引上げには生産性を向上させる必要があること、資材・人件費等の値上がりに対する価格転嫁が進んでいないことから中小、小規模事業所の現状にしっかり目を向けた議論が必要であること指摘した。特に、消費者物価指数については、短期間ではなく中長期的な視点で捉えるべきで、短期的な上昇率ではなく消費者物価指数そのものを捉えると岐阜県はけっして高くはないと述べた。その上で中央最低賃金審議会において目安ランク（A, B, C）のBランクと決まった資料の総合指数（47都道府県中28位）（注：令和5年4月6日中央最低賃金審議会、目安制度の在り方に関する全員協議会報告別紙2）にも目を向けるべきと述べた。

今年度の中央最低賃金審議会における目安審議にあたっては、特に生計費を重視しており、なかでも、最低賃金に近い労働者の生活に密接に関係する消費者物価指数を勘案する必要があるとしている。

岐阜県最低賃金専門部会においても、消費者物価指数の上昇率が大きく上昇していることも考慮すると、目安である63円を基準とすることは妥当であると判断した。

その上で、上記労働者側委員、使用者側委員双方の主張を総合的に勘案した結果、岐阜県の消費者物価指数上昇幅が全国平均よりもやや大きくなっていること等から、目安額に1円を上乗せした64円が妥当であると判断し、目安額プラス1円の64円引上げの1時間1,065円の金額を提示したところ、労使双方の合意に至った。

(審議経過)

令和7年7月1日 第488回岐阜地方最低賃金審議会

(主な議事) 岐阜県最低賃金の改正決定に係る諮問

7月30日 第489回岐阜地方最低賃金審議会

(主な議事) 労使からの意見陳述

7月30日 第1回岐阜県最低賃金専門部会

(主な議事) 部会長及び部会長代理の選出について

岐阜県最低賃金専門部会運営規定(案)について

7月31日 第2回岐阜県最低賃金専門部会

(議事) 金額審議

8月8日 第3回岐阜県最低賃金専門部会

(議事) 金額審議

8月12日 第4回岐阜県最低賃金専門部会

(議事) 金額審議

8月19日 第5回岐阜県最低賃金専門部会

(議事) 金額審議

8月21日 第490回岐阜地方最低賃金審議会

(主な議事) 岐阜県最低賃金の改正決定(答申)